

## 面接のポイント（B-1ビザ：Industrial Worker）

### 1. Industrial Workerとは

- 一般的な商用での入国のためのB-1ビザですが、例外的に就労を認められる場合があります。ビザ審査のガイドラインであるForeign Affairs Manual (FAM)では、商業または産業労働者（Commercial or Industrial Workers）として以下のように説明しています。
  - 米国外の会社から購入した商業または産業設備または機械を設置、補修または修理するため、もしくは米国の労働者がそういったサービスを行うことができるように訓練するために米国を訪れる外国人。
  - 売買契約にそのようなサービスまたはトレーニングを提供することが具体的に記載されて要求しなければなりません。
  - ビザ申請者は契約に記載されたサービスまたはトレーニングを行うのに不可欠な独自の知識を有していなければなりません。
  - 米国法人から報酬を受け取ってはなりません。
  - 建設実務を行うことを求める外国人には該当しません。建設実務に従事する他の労働者の管理もしくは訓練をする為であればB-1ビザが認められますが、建設業務を実際に行う労働者には認められません。
- 一般的なB-1ビザは有効期限が10年ですが、申請内容によって期間が半年に限定されることがあります。またそのビザでの入国は1度だけしか認められない（single entry）こともあります。

### 2. B-1(Industrial Worker)ビザの審査のポイント

- 顧客との間で交わされた設備や機器の売買契約書のコピーの提出が求められます。
- 売買契約書にサービスまたはトレーニングの提供が明記されているかを見られます。
- 申請者が売買契約書を求められるサービスや、トレーニングを提供するのに必要な経験や知識があるかを見られます。
- 滞在予定期間が契約内容に対して妥当かを見られます。

### 3. 領事の質問への対応

- 上述の審査のポイントがサポートレターでどのように記載されているかをご確認ください。
- サポートレターとの整合性に注意して、以下の質問への回答をご準備ください。
  - 入国の目的はなんですか？
    - 作業内容とともに、契約に基づくことをご説明ください。
  - どの位滞在しますか？
  - どのような機器・機械ですか？
  - 具体的にどのようなことをしますか？
    - 作業内容は事実に基づいてご説明ください。ただしWorkという単語を使うことは避け、FAMの中で認められている活動である設備の設置（install）、補修・修理（repair）、訓練（training）など、単語をご使用ください。
  - なぜ日本から派遣されるのか？
    - 顧客の技術者ではできない理由をご説明ください。
  - 給与はどこが払いますか？
    - Bビザはアメリカを源泉とした給与を受けることは認められていません。
  - あなたは今の会社で何年お勤めですか？

- 技術者としての経験や資格を説明してください。
  - アメリカでの作業内容と関連付け、十分な経験があることをご説明ください。
- 中には意地悪な質問をする領事もいます。慌てず、事実に基づいて、具体的に回答をしてください。
  - この作業内容であれば3か月もかからないのではありませんか？
    - 実際の作業計画に加え、トラブルや作業計画の遅れなども考えられるとして、サポートレターに記載している滞在予定期間をお答えください。
  - 受発注の書類だけでなぜ売買契約書は無いのですか？
    - 必ずしも「契約書」でなくても、機器の購入とそれに基づく作業のためであることが明記されていれば、受発注の書類でも認められるべきと考えます。実質的には同等であるをご説明ください。
  - 社歴が浅いのに申請内容の作業を本当にできるのですか？
    - 派遣者として選定されたのであれば必ず理由があるはずで、顧客の技術者ではできない理由、そしてそれを遂行するためのご経験を詳しくご説明ください。
  - この内容であれば就労ビザが必要です。
    - 就労とみなされる作業であっても売買契約にもとづくものであればB-1ビザでの入国が、industrial workerとして認められるはずである。サポートレターに記載されているので、確認していただきたい。
  - 英語が苦手なようですが、どうやって、その用務を遂行するのですか？
    - 面接に答える英語力があるかではなく、アメリカでの業務を遂行するのに必要な英語力があるかで判断すべきです。作業上ほとんど英語は必要としない、必要があれば通訳がいるなど、業務上は支障がないことをご説明ください。

#### 4. 一般的な注意事項

- フレーズは短く、簡潔にお答えください。
- 英語が苦手の方も初めは英語でお答えください。ただし英語での回答が難しいと感じた場合は、誤解の無いよう正確に伝えたい、として日本人スタッフの通訳をご依頼ください。留学などのビザと異なり、高い英語力が求められる業務ばかりではありませんので、通常就労ビザで英語力が理由でビザの申請が拒否されることはありません。英語での面接は慣れていないが、実務を行う上では問題ないをご説明ください。ただしポジションによってはこの英語力ではそのポジションの業務は遂行できず、必要とされる能力に欠けると判断される可能性もあります。
- 面接の際メモなどを見ながら回答をすることはお避けください。回答をそのまま読み上げているとみなされ、指摘を受けたことがあります。必要に応じて確認する程度にとどめてください。
- これまでの経験、保有する知識と実績に自信を持ち、堂々と胸を張って面接にお臨みください。